

私立幼稚園等特別支援教育費補助金の見直し内容について

■見直し内容

(1) 副申書の様式変更

<見直しの主旨>

園における特別支援教育の記載内容の水準を整えるとともに、実施する特別支援教育内容についても保護者の同意を得るため、所要の様式変更を行う。

現 状	見 直 し 後	資 料
・自由記載を中心とした様式	・副申書における配慮事項欄の整理、 副申書への保護者確認欄の追記	副申書 【調査票様式 2-1】
・保護者同意書を府に提出	・保護者同意書を廃止	

(2) 診断書等の様式設定

<見直しの主旨>

診断書等の使用目的を診断者である医師等に伝えるとともに、主として「大阪府私立幼稚園等特別支援教育費補助金に係る障がいの判断基準」に基づく傷病の種別、程度を記載できるよう、診断書等の様式を設定する。(資料：診断書（判定書）【調査票様式 2-2（医師用）】、意見書（判定書）【調査票様式 2-3（医師以外用）】)

(3) 特別な支援が必要となる傷病及び特別支援教育の規程整備

<見直しの主旨>

特別な支援が必要となる傷病について、一時的な症状、既往症、それらへの応急措置の用意等は対象としない。(資料：大阪府私立幼稚園等特別支援教育費補助金に係る障がいの判断基準【調査票様式 2-2, 2-3 裏面 案】)

(4) 特別支援教育担当教職員の規程整備

<見直しの主旨>

園長業務を担う園長、担任業務を担う学級担任は、特別支援担当としては認めない。

大阪府私立幼稚園等特別支援補助金 副申書

平成30年5月1日

大阪府教育長様

設置者名

幼稚園・認定こども園名
園長氏名

印

下記の園児について、教育上特別な配慮を要しますので、別紙の診断書等及び「個別の指導計画」・「個別の教育支援計画」を添えて提出します。

	園児氏名	生年月日	年齢	入園年月日	障がい種別	学級名	認定の区別
1							

■園長所見

①園での生活上や教育・保育上の困難

【認定の区別】欄

①私学助成を受ける園・記載は不要です。

②上記以外の施設型給付を受ける園及び認定こども園

平成30年5月1日時点の認定(1号認定・2号認定)を記載ください。

--

②①に記載した「生活上や教育・保育上の困難」を園児が主体的に改善・克服するために、園が特別に配慮していること

*「個別の指導計画」・「個別の教育支援計画」に基づき実施している継続的な支援や指導を具体的に記載すること。

*下記の特別な配慮の観点に沿って、園で実施している特別な配慮の内容を具体的に記載すること。(全ての項目を埋めること)

【教育・保育上または生活上の配慮】 (食事、移動、排泄、衣服の着脱の際に配慮していること)
<input type="checkbox"/> 特になし <input type="checkbox"/> 配慮内容 :
【教育・保育内容の変更・調整】 (認知の特性、身体の動き等に応じて、具体的な教育・保育活動の内容や量について工夫していること)
<input type="checkbox"/> 特になし <input type="checkbox"/> 配慮内容 :
【情報・コミュニケーション及び教材の配慮】 (他児とは異なる教育・保育教材や補助教材・弱視レンズや補聴器等の補助用具の使用の有無、障がいの状態に応じたコミュニケーションの方法について配慮していること)
<input type="checkbox"/> 特になし <input type="checkbox"/> 配慮内容 :
【教育・保育機会や体験の確保】 (治療のための教育・保育空白が生じることや障がいの状態により経験が不足することに対し、教育・保育機会や体験を確保するために工夫していること)
<input type="checkbox"/> 特になし <input type="checkbox"/> 配慮内容 :
【その他特別に支援・指導していること、心理面・健康面の配慮】 (その他園で特に配慮していることや障がいの状態に応じて心理面や健康面で気をつけていること)
<input type="checkbox"/> 特になし <input type="checkbox"/> 配慮内容 :

- この副申書及び別紙診断書等の内容を確認しました
幼稚園等から当該補助金は園に交付され、特別支援教育の充実や教育条件の向上に充てられるものであるとの説明を受けました
当該補助金の趣旨を理解しました
幼稚園等が、当該補助金の申請書及び調査票の添付書類として、この副申書及び別紙診断書等を府へ提出することに同意します

保護者氏名(自署)

診 断 書 (判 定 書)

園児氏名		生年月日	平成 年 月 日
住 所		保護者氏名	
判 断 基 準 による 種 別	A B C D E F G (当てはまるものに○をつけてください)	判 断 基 準 による 程 度	1 2 3 基準未満 (当てはまるものに○をつけてください)
障がい名 または病名			
障がいの状況 症 状			
治療訓練等の 実 施 状 況			
自宅や幼稚園等 で特別に配慮 す べ き 事 項			

上記のとおり診断（判定）する。

平成 30 年 月 日

医療機関等の名称
所 在 地
診療担当科名 科
診 断 者 名

印

(注)

- 1 この診断書(判定書)は、大阪府私立幼稚園等特別支援補助金申請に係る添付書類となります。
裏面「大阪府私立幼稚園等特別支援補助金に係る障がいの判断基準」に基づき診断・判定等の記入をお願いします。
- 2 一過性の病気や既往症は、「大阪府私立幼稚園等特別支援補助金に係る障がいの判断基準」における障がいには該当しません。

大阪府私立幼稚園等特別支援教育費補助金に係る障がいの判断基準

障がい種別	障がいの程度		診断・判定できる者及びその書類
A 視覚障がい	1	両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障がいが高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの	日本の医師免許を持つ専門医師による精密な診断書(判定書)
	2	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもので、なおかつ特別な指導が必要なもの 【※はやり目、ものもらい等による一時的な視力の低下、単に眼鏡を着用している程度のもの、上記1・2の程度に該当しない弱視・乱視・眼振等は、含まれません】	
B 聴覚障がい	1	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することができない又は著しく困難な程度のもの	日本の医師免許を持つ専門医師による精密な診断書(判定書)
	2	補聴器等の使用によっても通常の話声を解することができ困難な程度のもので、なおかつ特別な指導が必要なもの 【※中耳炎、外耳炎、外傷等による一時的な聴力低下は含まれません】	
C 知的障がい	1	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの	日本の医師免許を持つ医師または心理学上の資格(国家資格、公的資格、任用資格)を持つ者による診断書(判定書)等
	2	知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	
	3	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもの	
D 肢体不自由	1	肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの	日本の医師免許を持つ専門医師による精密な診断書(判定書)
	2	肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの	
E 病弱虚弱	1	慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの	日本の医師免許を持つ専門医師による精密な診断書(判定書)
	2	身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの 【※一過性の病気や既往症は含まれません】	
F 言語障がい	1	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障がいのある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障がいのある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者で、なおかつ特別な指導を必要とする程度のもの	日本の医師免許を持つ医師または心理学上の資格(国家資格、公的資格、任用資格)を持つ者による診断書(判定書)等
	2	その他これに準じる者(これらの障がいが主として他の障がいに起因するものではない者に限る。)で、なおかつ特別な指導を必要とする程度のもの	
G 情緒障がい	1	自閉症又はそれに類するもので、なおかつ特別な指導を必要とする程度のもの	日本の医師免許を持つ医師または心理学上の資格(国家資格、公的資格、任用資格)を持つ者による診断書(判定書)等
	2	主として心理的な要因による選択性かん默等があるので、なおかつ特別な指導を必要とする程度のもの	

(備考) ・視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

・聴力の測定は、日本工業規格によるオーディオメータによる。

・当該判断基準は、学校教育法施行令第22条の3及び平成25年10月4日付け25文科初第756号「障害のある児童生徒等に対する

早期からの一貫した支援について(通知)に基づき作成しています。

意見書(判定書)

園児氏名		生年月日	平成 年 月 日
住 所		保護者氏名	
園児の状況			
所 見 〔園児の様子・観察の概要〕			
支援(配慮) の必 要 性 〔上段の当てはまる□にチェックのうえ、下段に園において必要な支援の内容を具体的に記載してください。〕	<input type="checkbox"/> 通常保育できる。 <input type="checkbox"/> 担任による配慮で保育できる。 <input type="checkbox"/> 加配による個別支援が必要な場合がある。 <input type="checkbox"/> 常時、加配による個別支援が必要である。 <input type="checkbox"/> その他(-----)		
他の相談機関の意見・観察結果等		障がい福祉サービスに係る受給者証の有無 (該当する方に○)	有 無

上記のとおり報告(判定)する。

平成 30年 月 日

判定機関等の名称
所 在 地
判 定 部 署 名

資格名・判定者名

印

(注) この意見書(判定書)は、大阪府私立幼稚園等特別支援補助金申請に係る添付書類となります。

この意見書(判定書)の内容を確認しました。

保護者氏名(自署)

大阪府私立幼稚園等特別支援教育費補助金に係る障がいの判断基準

障がい種別	障がいの程度		診断・判定できる者 及びその書類
A 視覚障がい	1	両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障がいが高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの	日本の医師免許を持つ専門医師による精密な診断書(判定書)
	2	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもので、なおかつ特別な指導が必要なもの 【※はやり目、ものもらい等による一時的な視力の低下、単に眼鏡を着用している程度のもの、上記1・2の程度に該当しない弱視・乱視・眼振等は、含まれません】	
B 聴覚障がい	1	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することができないもの	日本の医師免許を持つ専門医師による精密な診断書(判定書)
	2	補聴器等の使用によっても通常の話声を解することができ困難な程度のもので、なおかつ特別な指導が必要なもの 【※中耳炎、外耳炎、外傷等による一時的な聴力低下は含まれません】	
C 知的障がい	1	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの	日本の医師免許を持つ医師または心理学上の資格(国家資格、公的資格、任用資格)を持つ者による診断書(判定書)等
	2	知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	
	3	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもの	
D 肢体不自由	1	肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの	日本の医師免許を持つ専門医師による精密な診断書(判定書)
D	2	肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの	
E 病弱虚弱	1	慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの	日本の医師免許を持つ専門医師による精密な診断書(判定書)
	2	身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの 【※一過性の病気や既往症は含まれません】	
F 言語障がい	1	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障がいのある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障がいのある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者で、なおかつ特別な指導を必要とする程度のもの	日本の医師免許を持つ医師または心理学上の資格(国家資格、公的資格、任用資格)を持つ者による診断書(判定書)等
	2	その他これに準じる者(これらの障がいが主として他の障がいに起因するものではない者に限る。)で、なおかつ特別な指導を必要とする程度のもの	
G 情緒障がい	1	自閉症又はそれに類するもので、なおかつ特別な指導を必要とする程度のもの	日本の医師免許を持つ医師または心理学上の資格(国家資格、公的資格、任用資格)を持つ者による診断書(判定書)等
	2	主として心理的な要因による選択性かん默等があるので、なおかつ特別な指導を必要とする程度のもの	

(備考) 視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

聴力の測定は、日本工業規格によるオージオメータによる。

当該判断基準は、学校教育法施行令第22条の3及び平成25年10月4日付け25文科初第756号「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)」に基づき作成しています。